

## 渡航自粛協力金給付事業について

### ○ 施策の目的

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、渡航自粛要請に伴う経済的な影響や精神的な不安を緩和し、家計への支援を行うため、渡航自粛協力金（以下「協力金」という。）を給付する。

### ○ 給付対象者及び給付額

1. 基準日（令和3年4月12日）において、渡嘉敷村の住民基本台帳に記録されている者を対象に1人につき1万円。

### ○ 申請方法（感染拡大防止の観点から、原則、下記の方法となります。）

#### 1. 郵送申請方式

- (1) 村役場から世帯主宛てに、世帯全員の氏名が記載された申請書を住民票記載の住所へ郵送致します。
- (2) 世帯主（代理も可）は申請書に振込先口座情報等を記入し、添付書類とともに村役場に返送して下さい。

※但し、既に申請・給付を行っております「令和2年度渡航自粛金協力金」の振込口座への振込を希望する場合は、申請書の【受取口座記入欄】へ口座情報を記入する必要はありません。（申請書の受取方法欄の□Aに✓を入れるのみ）

※添付書類等については、申請書をご確認下さい。

※やむを得ず、郵送申請ができない場合は、村役場に申請書を持参して頂き受付を行います。マスクの着用、手指消毒を行う等感染拡大防止の徹底にご協力下さいますようお願い致します。

### ○ 協力金の受取りについて

- (1) 協力金は、原則として上記で申請を受けた金融機関の口座へ振り込みます。但し、銀行口座を持っていないなど、やむを得ない場合には、村役場の窓口で現金での受取りを行うことも可能です。また、受け取った協力金については、課税対象です。（一時所得となり、他の一時所得との合計金額が50万以上になるものを確定申告する。）

### ○ 給付までのスケジュール

- (1) 申請書類の郵送（村役場からの発送） 令和3年6月1日～
- (2) 申請期間（申請書の受付等） 令和3年6月1日～令和3年8月31日
- (3) 協力金の支払期間 令和3年6月1日～令和3年8月31日

・お早めに申請して頂きますようお願い致します。

・渡航自粛協力金のご相談・お問い合わせについては、下記の連絡先までお願い致します。

担当課 総務課 TEL：098-987-2321  
FAX：098-987-2560

# 渡航自粛協力金給付申請書

〒901-3501

渡嘉敷村 字渡嘉敷  
183番地

渡嘉敷 太郎 様

申請日	令和 3 年 月 日
申請者 (世帯主)	渡嘉敷 太郎
令和3年4月12日時点の住民票所在市区町村	
渡嘉敷村 長 殿	



下記の事項に同意の上、渡航自粛協力金を申請します。

- ① 受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
- ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。また、他の市区町村に居住地の確認をさせていただくことがあります。
- ③ 下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から3ヶ月後の申請までに、村が、世帯主(申請・受給者)又はその代理人に連絡・確認できない場合には、村は当該申請が取り下げられたものと見なします。
- ④ 住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、渡航自粛協力金を受給していることが判明した場合には、返還をしていただきます。

○ 給付対象者 (記載の誤りや受給を希望しない方があれば、朱書きで訂正してください。)

	氏名	続柄	生年月日
1	渡嘉敷 太郎	世帯主	1970.11.22
2	渡嘉敷 花子	妻	1978. 8.16
3	渡嘉敷 一郎	子	2006. 12.28
4	渡嘉敷 二郎	子	2009. 1.22
5	渡嘉敷 三郎	子	2015. 7.29
6			
合計金額		50,000 円	

協力金の受給を希望されない方は  
チェック欄(□)に✓印を御記入ください。

受給しない	<input type="checkbox"/>
受給しない	<input type="checkbox"/>
受給しない	<input type="checkbox"/>
受給しない	<input type="checkbox"/>
受給しない	<input type="checkbox"/>
受給しない	<input type="checkbox"/>

○ 受取方法 (希望する受取方法(下記のA・B・C・Dを選択)のチェック欄(□)に✓を入れて、必要事項を御記入ください。)

□ A 「令和2年度の渡航自粛協力金給付事業」と同じ口座へ振込を希望。  
(添付書類や受取口座記入欄への口座情報記入は必要ありません。)

「令和2年度の渡航自粛協力金給付事業」の振込口座以外を希望。  
村の水道料、住民税等の引落し、児童手当等の受給に現に使用している口座であって、世帯主(申請・受給者)の名義であれば、添付書類や受取口座記入欄への口座情報記入は必要ありません。(当該口座の確認を行うことを承諾します。)

□ B (希望する口座に✓) □ 水道料引落口座 □ 住民税等の引落口座 □ 児童手当等の受給口座

□ C 新規口座へ振込希望。 (裏面に添付書類をお貼りください)

【受取口座記入欄】(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

\*通帳番号の記載誤りがないか再度御確認ください。通帳番号の記載誤りがあると、給付が遅れることがあります。

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1 銀行 2 金庫 3 信組 4 信連 5 農協 6 漁協 7 信漁連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1 普通 2 当座		


ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄に 御記入ください。)	通帳番号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上または キャッシュカードに記載された記号・番号を お書きください。	※ 1 0		

□ D 本申請書を窓口で提出し、後日、給付(この場合は、申請書の郵送の必要はありません。)  
(金融機関の口座がない方や金融機関から着しく離れた場所に住んでいる方が対象となります。)

※ 代理人が申請する場合は、裏面の代理申請(受給)に御記載ください。  
※ □A・□B・□C・□Dのどれかに✓を入れたことで、本申請書の内容に間違いがないこととする。

(申請書裏面)

【代理申請(受給)を行う場合】

代理人	(フリガナ)	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所				
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ( )				
上記の者を代理人と認め、 渡航自肅協力金の <table border="0"> <tr> <td>申請・請求</td> <td rowspan="3">} を委任します。 ← 法定代理の場合は、委任 方法の選択は不要です。</td> </tr> <tr> <td>受給</td> </tr> <tr> <td>申請・請求及び受給</td> </tr> </table>			申請・請求	} を委任します。 ← 法定代理の場合は、委任 方法の選択は不要です。	受給	申請・請求及び受給	世帯主氏名	署名(又は記名押印) 
申請・請求	} を委任します。 ← 法定代理の場合は、委任 方法の選択は不要です。							
受給								
申請・請求及び受給								

Cに✓した方、代理申請を行う方は、添付書類をお貼りください。

申請者本人確認書類

代理申請(受給)を行う場合のみ、「申請者」「代理人」の本人確認の写しを添付して下さい。

## 写し貼り付け

- ・運転免許証のコピー
- ・マイナンバーカードのコピー
- ・健康保険証のコピー
- ・年金手帳のコピー 等

振込先金融機関口座確認書類

## 写し貼り付け

通帳(口座番号が書かれた部分)のコピー  
または  
キャッシュカードのコピー 等

### チェックリスト

(以下の項目について必ず御確認の上、確認後はチェック欄(□)にレを入れてください。)

- ① 御記入いただきました項目に記載漏れ、記載誤りがないか再度御確認ください。
- ② 特に、御記入いただいた通帳番号と添付した通帳のコピーの番号が一致することを御確認ください。
- ③ 添付資料に漏れがないか御確認ください。

## 渡航自粛協力金給付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、渡航自粛要請により、経済的な影響や精神的な不安を緩和し、家計への支援を行うため、予算の範囲内において渡航自粛協力金（以下「協力金」という。）を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協力金の給付対象者)

第2条 協力金の給付対象者は、令和3年4月12日において、渡嘉敷村の住民基本台帳に記録されている者とする。

### (協力金の給付額)

第3条 給付額は、協力金の給付対象者1人につき1万円とする。

### (申請・受給権者)

第4条 協力金の申請・受給権者は、その者の属する世帯の世帯主とし、給付を受けようとする者は、「渡航自粛協力金給付申請書（様式第1号）」を村長に提出しなければならない。

### (給付決定)

第5条 村長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を確認の上、給付を決定し、遅滞なく協力金を給付するものとする。

### (協力金の返還)

第6条 村長は、虚偽の申請その他不正な行為等による協力金の給付決定を受けた者がある場合は、当該給付決定を取消すとともに、既に協力金の支払を完了しているときは、その者に対して、当該協力金の額の全部又は一部に相当する金額の返還を請求することができる。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協力金給付事業を実地するために必要な事項は、「特別定額給付金給付事業実施要領（令和2年4月30日）」を準用するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行し、令和3年4月12日から適用する。

### (この訓令の失効)

2 この訓令は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。